

公務労働者退職年金制度

九五年ぶりの勝利

二〇一二年一月二日カリフォルニア州パサデナのロウズボウルスタジアムで行われた大学アメリカンフットボールの祭典第九回ロウズボウルで、オレゴン大学（オレゴンダックス）がウィスコンシン大学（ウィスコンシンバッジャーズ）との接戦を四五対三八の僅差でものにし、一九一七年以来九五年ぶりにロウズボウルでの勝利を収めた¹。さしずめアヒルがしつこいアナグマの攻撃をきわどく封じ込め勝利したということになるか。当然ながらオレゴン州には、多くのダックスファンがあり、オレゴン大学のシンボルマークであるかわいいアヒルのマスコットを貼り付けた自動車がおレゴン大学所在地ユージーン市からはだぶ離れたポートランド周辺でも多数見られる。他のオレゴン州の大学にもアメリカンフットボールチームはあるものの、ダックスの人氣が一番であるように見える。オレゴンダックスのマークのついたアウターを着ている人を見かけるのも珍しくはない。

残念ながら、筆者はこのゲームについて、ルールや戦法を含めほとんど知らない。とはいえ、同じ州内の大学が、それも九五年ぶりに勝利を収めたとなれば、少しは興奮しないわけにはいかない。

監督の退職年金

オレゴン大学は、オレゴン州にある七つの州立大学のうちの一つである²。アメリカンフットボールチームのコーチや監督も大学職員として俸給を得ている。そして、一定の年限を勤め退職すれば、オレゴン公務労働者退職年金を受給できる。昨年一月二日に公開された年金受給者データによれば、オレゴンダックスの前監督マイク・ペロッティ (Mike Bellotti) 氏が、最高額の月額四万一千三二ドルの公務退職年金を受給している³。彼は、一九八九年にアメリカンフットボール攻撃陣コーディネーターとしてオレゴンダックスに就職し、一九九五年から二〇〇九年まで監督を勤め、二〇〇九年からオレゴン大学の運動担当理事となり二〇一〇年に退職した⁴。現在は、スポーツ放送局ESPNのコメンテーターを勤めている。

オレゴン州の公務労働者退職年金額は、最も俸給の高かった三年を基準に計算される。それにしても、彼の退職年金がこれほど高額になるのは、大学の基本給だけでなく、彼が監督中に受けていたそのほかのフリンジベネフィットも「給与」に換算されるからである⁵。

オレゴン州の主要企業であり有名なスポーツ用品メーカーのナイキとオレゴンダックスの試合放映権を持つオレゴンスポーツネットワークは、大

学を通して彼の俸給を援助していた。その額は、二〇〇八年、二〇〇九年では、年間三二万五千ドルになっていた。シューズメーカーや放送会社などの支払いが一旦オレゴン大学に納入され、スポーツコーチや監督に「給与」として支払われる仕組みは、一九九〇年代半ば頃に導入されたものだ⁶という。また、オレゴンダックスのチケット売上げに応じた奨励給とも年間数十万ドルにのぼり基本給を大幅に上回っていた。そのほか、使わなかった病気休暇分の休暇手当相当額、大学から無料提供されていた自動車の代金や大学が彼のために支払っていたユージーンカントリークラブの会員料金なども基本給の他に「給与」として算入される。また、彼が一九九六年以前に州立大学職員（州公務員）となったことも高額の年金額算定に影響している⁷。このような「給与」算定は、ペロッティ氏について特別になされたわけではなく、規定通りのものだ⁸という。

オレゴン公務労働者退職制度に基づく年金受給者の上位一〇人には、そのほか、オレゴン健康科学大学の元教授たちが四人、元オレゴン州司法長官（その後オレゴン大学法科大学院院長）、元オレゴン大学の数学教授、元レカスウエゴ学区の教育長といった教育関係者が名を連ねている。

オレゴン公務労働者退職制度の対象者

オレゴン公務労働者退職制度 (The Oregon Public Employees Retirement System = PERS) (制度解説資料、新聞等では、制度そのもの、制度を運用している機関、この制度による年金を区別せずに「PERS」と記載しているが、本稿では、以下、この制度そのものについては単に「制度」と、制度を運用している機関については「制度」と、ま



オレゴンPERS本部の建物。ポートランド市郊外タイガード市所在。

たこの制度により給付される年金については「公務年金」と記載する。）は、すべての州機関、州立の大学・コミュニティカレッジ、すべての学校、ほとんどすべての市、カウンティ、その他の地方政府といった約九〇〇の公務職場に勤める職員を対象としている。対象職員は、オレゴン州公務労働者の約九五％を占め、現職及び退職者を合わせた制度対象者の総数は、二〇一〇年一二月末現在で三万六千三百八十六人である。

制度の対象となる公務労働者は、雇用された時期によって、「第一階層プログラム」(「First One program」)、「第二階層プログラム」(「First Two program」)、「オレゴン公務職員退職計画年金プログラム」(Oregon Public Service Retirement Plan Pension Program)の三つに分類され、それぞれの年金額の計算方式が異なっている。これらの違いは、それぞれ、一九九五年、二〇〇三年の州法による制度改正によって生じている。

「第一階層プログラム」は、一九九六年一月一日以前に採用された職員を対象としている。「第二階層プログラム」は、一九九六年一月一日から二〇〇三年八月二十八日までに採用された職員が対象となる。「オレゴン公務職員退職計画年金プログラム」は、二〇〇三年八月二十九日以降に採用された職員に適用される。それぞれの年金額の計算方式の詳細は省略するが、一般に「第

一階層プログラム」に属する退職者、「第二階層プログラム」に属する退職者、「オレゴン公務職員退職計画年金プログラム」に属する退職者の順で受け取る年金の最終給与に対する割合は小さくなる。

年金受給額

先に紹介したオレゴン大学アメリカンフットボール元監督のような高額年金受給者も少数ながらいるものの、多くの公務労働退職者の「公務年金」受給額は平均するとそれほど高額とは言えないかもしれない。二〇〇九年の退職者の平均年齢は六〇歳で、平均勤続年数は三年であった。一九九〇年から二〇〇九年の全退職者の退職時平均年金受給額は、月額二二二〇ドル(年間約二万五千三百六十ドル)であった。また、二〇〇九年の退職者については、退職時平均年金受給額は、月額二六七〇ドル(年間約三万二千五百二十ドル)であった。また、退職時給与の平均は、一九九〇年から二〇〇九年の全退職者については、年間四万三千八百九十九ドルであり、二〇〇九年の退職者については、五万九千五百二十二ドルであった。一九九〇年から二〇〇九年の全退職者の最終給与に対する退職時年金受給額割合の平均は五五％であり、二〇〇九年の退職者については五三％である。一九九〇年から二〇〇九年の全退職者のうち、最終給与の一〇〇％以上の「公務年金」受給者は七・九％おり、その人たちの平均在職年数は三一年であった。二〇〇九年の退職者については、最終給与の一〇〇％以上の受給者は六・二％で、その人たちの平均在職年数は三二年であった。また、三〇年勤続者については、一九九〇年から二〇〇九年の退職者については、最終給与

額の八〇％の年金を受給しており、平均月額は三四二〇ドルであった。三〇年勤続者の平均受給月額のパークは二〇〇〇年の退職者で、最終給与額に対して一〇〇％、平均月額四二二〇ドルであった。三〇年勤続者について二〇〇九年の退職者だけを見ると、最終給与額に対する割合は七七％で、平均月額は四〇八五ドルとなっている。一九九〇年から二〇〇九年の全退職者の一・一五％が三〇年勤続者で、二〇〇九年では退職者の一・一三％が三〇年勤続者であった。二〇一〇年一二月三十一日現在、全プログラムの受給者数は九万五千八百八十五人で、受給月額総額は二億三〇〇〇万ドルとなっている。そのうち、月額一万四〇〇〇ドル以上の受給者は三九人である。

なお、「公務年金」受給者とその配偶者及び被扶養者は、医療・歯科・長期療養をカバーするオレゴン公務労働者退職制度健康保険に加入することができている。

退職基金

この制度は、オレゴン州財務省の支援を受けるオレゴン投資委員会(Oregon Investment Council)の監理と指示のもとで積み立てられているオレゴン公務労働者退職基金(Oregon Public Employees Retirement Fund)に支えられている。二〇一〇年一二月三十一日現在、「公務年金」の八七％が基金に積み立てられている。二〇一〇年一二月三十一日現在、「第一階層プログラム」と「第二階層プログラム」の未積立給付額確定済年金債務(unfunded actuarial liability)は、七七億ドルであった。未積立給付額確定済年金債務は、投資収益、引当金政策、立法政策、訴訟結果などにより変動する。

一九七〇年から二〇一〇年までの制度の総収入の七一％は投資収入であり、公務労働者の分担金が七％、雇業者負担金は二二％である。¹⁵⁾

退職年金額の増加

〈公務年金〉の既発生年金債務(acrued liability)の約六六％は、現職として制度該当職に就いていない退職者や一時離職者対象のものである。結果として、このグループには、およそ三三％の雇業者負担金が充てられている。¹⁶⁾

二〇〇三年の制度改革以前には、〈制度〉の年金債務は毎年約一二％ずつ増大していた。改革により、債務の長期的期待平均は毎年三〜四％に圧縮された。これは、毎年の予想物価上昇率(inflation rate)一・七五％に近い数字である。しかし、二〇〇九年には、既発生年金債務は四・七％増大した。その理由は、予想よりも退職者が少なかったため、現役職員に対する未払い年金債務が増加し続けているからである。

「第一階層プログラム」に属する職員への既発生年金債務は年金債務全体の二七％に相当する。



PERS入り口の看板

「第一階層プログラム」に属する現役職員への債務の五四％以上が五五歳以上の職員向けで、「第一階層プログラム」に属する現役職員への債務のおよそ八〇％が五〇歳以上の職員向けである。平均退職年齢が六〇

歳なので、現役職員への年金債務額と退職職員への年金債務額は、まもなく逆転することが予想されている。

制度の効果

〈制度〉は、〈公務年金〉給付によりオレゴン経済に次のようなプラス効果があるとされている。¹⁷⁾二〇一〇年には、公務退職者に約二七億ドルの年金が支払われており、これらの給付金は、基本的には退職者と公務労働者によってあらかじめ支払われた分担金の投資収益に基づいている。退職者は年金の大部分をオレゴン州内の財やサービスの消費に充てており、地域企業の活動に貢献しているとされる。これらの地域企業は、他の地域企業から財を購入し、オレゴン州の労働力や経済を支えているという。

地域コミュニティで消費される年間二七億ドルの〈公務年金〉給付金は、連邦商務省の経済乗数効果分析に基づけば三二億ドルの経済価値をオレゴン州に生み出していると想定されている。(公務年金)給付金は、オレゴン州の二万九一二四の仕事を支え、オレゴン州経済において、オレゴン州は、〈公務年金〉給付金から二〇一〇年には一億二五〇〇万ドルの所得税を徴収している。

他州との比較

オレゴン州の制度で年金を受け取っている公務労働退職者数は、他州に比較すると桁違いに多い。西海岸のワシントン州やカリフォルニア州は、公務退職年金受給者が比較的多いものの、二〇一〇

年ではそれぞれ六六一〇人、及び、二一九〇人とどまる。これに対し、オレゴン州は、同年の〈公務年金〉受給者が一〇万五七九人となっている。¹⁸⁾平均受給額もジョージア州、サウスダコタ州、ニューハンプシャー州、ハワイ州よりは低いものの、二万六五七六ドル¹⁹⁾と多くの州よりも高くなっている。

他州と比較して高額な〈公務年金〉給付に対しては、増大する雇業者拠出が税金によるものであり州財政を圧迫するとする批判や、年金財政の悪化を招いているとする批判もなされている。²⁰⁾

〈公務年金〉受給者の公開

最初に紹介したような〈公務年金〉受給者の氏名と年金額、年金算定のもとになった最終給与額がわかるのは、二〇一〇年に『オレゴニアン』紙と州庁所在地セーラムに本社を置く『ステーツマン・ジャーナル』紙が相次いで〈制度〉に対し〈公務年金〉受給者の氏名と給付額を明らかにするよう求めたことがきっかけとなっている。²¹⁾〈制度〉は、オレゴン州司法長官の法的的助言に基づきこの要求を却下した。両紙はその後、州司法長官に基準の見直しを求め、司法長官は〈公務年金〉受給者は、その受給に関しプライバシーの保護を求めることはできないと裁定した。

〈制度〉は、『オレゴニアン』紙の請求に係る州司法長官の裁定については二〇一〇年一月一〇月に、『ステーツマン・ジャーナル』紙の請求に係る州司法長官の裁定については二〇一〇年一月二日に、それぞれ裁定の見直しを州庁所在地セーラム市を管轄するマリオンカウンティ巡回裁判所に求めた。その後、〈制度〉に対し、退職年金の一定の情報、すなわち、すべての〈公務年金〉受給者の

氏名と年金額を二〇一一年一月二一日までに開示し、また、二〇一二年三月九日までに、〈制度〉は、すべての退職者について、年金額算出のもとになる算定方法・在職年数・最終給与額を公開することとする調停が、〈制度〉と両新聞の間で合意された。²⁰ 〈制度〉は二〇一二年三月九日までに、年金相続受給者と代替受給者（前配偶者）に支払われる金額を公表することが求められているが、これらについては受給者の氏名を公表する必要はない。

〈公務年金〉受給者たちは、二〇一一年一月一月初めに情報の不開示を求めて集団訴訟を提起したが、一月二一日、マリオンカウンティ巡回裁判所は、管轄外を理由に訴訟を却下したため、一月二一日に年金受給者情報が開示されたのである。²¹

情報開示は日本に波及するか

公務労働者退職年金の個別受給情報の開示は、アメリカではオレゴン州だけに限ったことではない。カリフォルニア州などいくつかの州で公開されていることである。公務員については、雇者は政府であり、究極的には住民・国民である。雇者負担は税金が充当されることになるので、税の使い道を明らかにするという点では情報開示の必要性がある。一方、個別の退職者の最終給与や年金情報については、個人情報保護の観点からの考慮が必要であるとする議論もありうる。公務員でも政治家や一定以上の職位に達し政策形成に影響を及ぼしうる幹部行政職員については、公共の利益の観点を個人情報保護よりも優先することに意義がある。今回紹介した事例では、全職員が対象である。個別公務員の年金等の情報開示に

関して、日本でも今後同様の議論が起こるかもしれない。

「欧米ではプライバシーが尊重されている」という言説を耳にすることがあるが、実際に滞在してみて、こうした事例やその他の事例を見ると、日本の方が遙かに個人情報保護に熱心で、情報開示には慎重であるように思える。万事横並びを旨とする日本では、個人の若干の属性の違いが差別（羨望と蔑みの双方を含む）を生むという意識が強く、違いを浮き立たせる個人情報開示に慎重であるのに対し、多様であることが当たり前のアメリカ社会では、個人情報すなわち個人の属性の違いが明らかになる情報の流出に対して存外寛容なのかもしれない。

【註】

- (1) Ken Goe, "After 95 years, a triumph," *The Oregonian*, Jan. 3, 2012, C1 & C5.
- (2) 七大学の他に、大規模な大学としてオレゴン健康科学大学 (OHSU) がある。この大学はもともと州立大学であったが、一九九五年以来、州の統制を離れ、日本の国立大学法人のような公益法人となり独立経営を行っている。オレゴン州には、州立大学とOHSUのほかにも私立の有力大学もある。
- (3) Ted Sickinger, "Top PERS payout: \$41,342 a month," *The Oregonian*, Nov. 22, 2011, A1 & A7.
- (4) Dennis Thompson Jr. and Peter Wong, "Bellotti is Oregon's top PERS beneficiary," *Statesman Journal*, Nov. 22, 2011.
- (5) Ted Sickinger, "How Bellotti's Pension Got So Big," *The Sunday Oregonian*, Dec. 11, 2011, A1 & A10.
- (6) 「オレゴン州公務労働者退職制度」の仕組みについては、後述を参照。
- (7) Public Employees Retirement System, *PERS: By The Numbers*, November 2011, p.2.
- (8) 以下は、*ibid.*, p.3, 24-26。
- (9) 二〇一一年にも、制度の技術的変更を行う州法

改正 (HB2113) や、二〇一二年一月一日以降に退職する一九九一年一月一日以前に採用された「第一階層プログラム」職員で州外に住居を移す退職者に適用される、州税控除規定削除の法改正 (HB2456) があったが、詳細の紹介は省略する。

- (10) ただし、ほとんどの公務労働退職者は、ここに記載した年金額他に連邦政府の運用する「社会保障制度」(Social Security) からの社会保障給付を受け取ることがある。
- (11) 以下は、*ibid.*, p.4による。
- (12) 以下は、*ibid.*, p.6による。
- (13) *ibid.*, p.9.
- (14) 以下は、*ibid.*, p.10, 24-26。
- (15) *ibid.*, p.18.
- (16) 以下は、*ibid.*, p.12, 24-26。
- (17) 以下は、*ibid.*, p.18, 24-26。
- (18) *ibid.*, p.20. なお、同報告二頁の表では退職者数が一万三四六四人となっており、また、同六頁では、受給者を九万五九八五人としており、数値が異なる。基準月日や積算対象者の範囲が異なるためと思われる。
- (19) *ibid.* この頁の数値は、二〇一〇年となっており、同じ報告書から引用し先に紹介した二〇〇九年のものとは異なっている。
- (20) Jeff Mapes, "How PERS' flood of red ink has put the state at risk," *The Oregonian*, Nov. 27, 2011, A1 & A8.
- (21) Public Employees Retirement System, *Public Records Requests Resolution*, Sep. 12, 2011.
- (22) The Circuit Court of the State of Oregon for the County of Marion, *General Judgment*, No. 100C24637, Sep. 8, 2011.
- (23) Ted Sickinger, "Oregon Public Employee Retirement System must release pension information today, judge rules," *The Oregonian (OregonLive.com)*, Nov. 21, 2011. また「公開に対する反論は」 Jay Osborne, "Retiree names should be shielded from press, public," *The Oregonian*, Nov. 22, 2011, B5.